

イスラエル国内における PCR 検査について
(2021年5月3日現在)

在イスラエル日本国大使館

イスラエルの出入国に当たり、PCR 検査を受検する必要があります。

イスラエル国内での PCR 検査方法や留意点等について、御参考までに、5月3日現在、当館にて把握している内容を下記のとおり御案内いたします。

PCR 検査を受検される際には、各自本文掲載のウェブサイト等で最新の内容を確認してください。

なお、4月19日から日本に入国する方について、検疫における検査証明の確認が一層厳格化され、厚生労働省の検査証明所定フォーマットの記載項目に比して検査証明の内容に不備がある場合は、航空便への搭乗が拒否されますので、以下1(2)のとおり、御注意願います。

1 イスラエルを出国する場合

(1) イスラエルを出国するすべての者は、出国先を問わず、航空機の離陸前72時間以内に実施した PCR 検査の陰性証明を携行・提示する必要があります。PCR 検査は医療機関や民間の検査場で受検する必要があります、有料です。また、目的国によって、目的国に入国する何日前までの受検が必要かは異なりますので、目的国の関係機関ウェブサイト等で確認してください。

なお、PCR 検査を受ける際、医療機関等から航空券及び旅券を持参することが求められる場合が多いことに留意する必要があります。

【参考1】保健省ホームページ PCR 検査を受検可能な医療機関リスト

<https://www.gov.il/en/Departments/Guides/flying-to-israel-guidelines?chapterIndex=4>

この他、当館にて確認した PCR 検査を受検可能な医療機関は、以下のとおり。

・ Raphael Hospital

Atidim Park, Building No.3, Tel Aviv

TEL:03-7752100,

054-6608924 (Dalia Petropouliadis, Admin. Director of International Department)

URL: <https://www.raphaelhospitals.co.il/international-department/>

・ American Medical Laboratories

37 Havatzelet Hasharon St., Herzliya Pituach

TEL: 050-8511126 (Mr. Bar)

URL: <https://www.aml.co.il/en/>

(2) 日本へ帰国される方におかれては、上記【参考1】に掲げる医療機関のうち、以下のア～カの計6機関のいずれかで、それぞれについて記載した手順により検査を受けていただく必要があります。他の機関で検査を受けて検査証明を携行・提示しても、乗継地での搭乗又は日本への上陸を拒否されますので、御注意ください。

これらの医療機関での受検が困難な事情のある方は、大使館領事班にEメール (ryouji@tl.mofa.go.jp) で個別に御相談いただくようお願いします。

ア American Medical Laboratories (ヘルツェリア)

イ Hadassah Medical Center Ein Kerem (エルサレム)

ウ Hadassah Medical Ramat Gan (ラマツト・ガン)

- ① 受検希望先医療機関の PCR 検査の予約を取り、検査日に旅券を持参して検査を受ける。
- ② 当該医療機関の独自様式の検査証明がEメールで送信されてくる。
- ③ 検査結果が陰性であることを確認の上、受検した医療機関用のフォーマットを印刷し、記入見本に従い、人定事項等を御自身で記入する。
(American Medical Laboratories 用フォーマット及び記入見本)
<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184810.pdf>
(Hadassah Medical Center Ein Kerem 用フォーマット及び記入見本)
<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184811.pdf>
(Hadassah Medical Ramat Gan 用フォーマット及び記入見本)
<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184812.pdf>
- ④ 記入済みのフォーマットを PDF ファイルで医療機関にEメールで送信する。その際、医師の署名と医療機関印の押印以外は、何も記入・追記しないよう念押しする。
- ⑤ 医療機関が同フォーマットに医師の署名及び医療機関印を押印の上、PDF ファイルで返信してくるので、印刷・保存しておく。
- ⑥ 返信を受けたら、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印がないことを確認する。レ印が付されている場合は、レ印なしの証明書の再作成を依頼する。
- ⑦ 日本への帰国の際は、当該医療機関の独自様式の検査証明、記入・押印済みの日本政府所定フォーマットの両方を携行する。不要の混乱・トラブルを避

ける観点から、イスラエル出国時は医療機関の独自様式の検査証明、乗継時及び日本入国時は日本政府所定フォーマットのみを、それぞれ提示する。

エ Rambam Health Care Campus (ハイファ)

オ Raphael Hospitals (テルアビブ)

- ① 受検希望先医療機関の PCR 検査の予約を取る。
- ② 受検する医療機関用のフォーマットを印刷し、記入見本に従い、人定事項を御自身で記入する。

(Rambam Health Care Campus 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184813.pdf>

(Raphael Hospitals 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184814.pdf>

- ③ 検査日に記入済みのフォーマット及び旅券を受検する医療機関に持参し、同フォーマットを提出する。その際、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印を付さないよう念押しする。
- ④ 検査結果が判明した後、医療機関が同フォーマットに結果判明日及び検体採取日時を記載し、医師の署名、医療機関印を押印の上、当該医療機関の独自様式の検査証明とともに PDF ファイルで返信してくるので、印刷・保存しておく。
- ⑤ 返信を受けたら、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印がないことを確認する。レ印が付されている場合は、レ印なしの証明書の再作成を依頼する。
- ⑥ 日本への帰国の際は、当該医療機関の独自様式の検査証明、記入・押印済みの日本政府所定フォーマットの両方を携行する。不要の混乱・トラブルを避ける観点から、イスラエル出国時は医療機関の独自様式の検査証明、乗継時及び日本入国時は日本政府所定フォーマットのみを、それぞれ提示する。

カ Ichilov (Sourasky Medical Center) (テルアビブ)

- ① 月曜日～木曜日の 08:00～15:00 に PCR 検査の予約を取る。イスラエルの ID カードを所持していない邦人の方は、同病院のウェブサイトから予約できない（操作画面上、旅券番号では受け付けない）ので、以下の 3 つのいずれかの方法で予約を取る。

(a) PCR 検査を行っている時間（日曜日～木曜日の 08:00～15:00。金曜日及び土曜日は休診）に MALRAM (Medical Services for Travelers) の受付に旅券を持参し、その場で直接予約を取る（その際に支払要）。

(b) 旅券の写しを担当者あて (Ms. Gali : galil@tlvmc.gov.il) にメ

ール送信し、予約を取ってもらう。その際、検査希望日、連絡先も記載する。

(c) 自宅等で検体を採取する出張サービスを利用する。

連絡先電話番号 0779725692

(出張サービスの案内)

<https://movement4life.co.il/corona-test/>

② 検査当日、検査の終了後に、検査を受けたことを証明できる文書（検査費用の領収書、SMSによる検査完了連絡等）を持参して大使館領事窓口に立ち寄り（Ichilov 病院から大使館までは徒歩3～4分の距離。）、記載事項の不足を補うために大使館が発行する補足文書を受け取る。

(c) の出張サービスを受ける場合には、補足文書の受取方法について、大使館領事班（ryouji@tl.mofa.go.jp）に相談する。

③ Ichilov 病院発行の検査証明がEメール又はSNSで送信されてくるので、印刷・保存しておく。

④ 日本への帰国の際は、検査証明、補足文書の両方を携行する。不要の混乱・トラブルを回避する観点から、イスラエル出国時は検査証明のみ、乗継時及び日本入国時は検査証明と補足文書の両方を、それぞれ提示する。

(3) 上記の医療機関以外にも、テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港では民間のPCR検査施設（CHECK2FLY）が稼働しています。ただし、同施設の検査証明は厚生労働省所定のフォーマットの記載項目を満たしていないので、日本へ帰国される場合は御利用いただけず、日本以外の第三国に渡航する場合のみの御利用となります。

同施設の検査は、同空港敷地内のタマルゲート（駐車場）及び第3ターミナルのフライト到着階（03ゲート入り口付近。検査予約通知を提示することで、出国日前でも検査のために入構可。）で実施されます。受検には、事前にホームページから登録が必要です。搭乗便情報、旅券番号、支払い用のクレジットカード情報等を記入の上、検査希望日時（検査可能なスロットが画面上に表示）を指定します。予約完了の通知（メール）を提示することで、指定日時に受験が可能となります。検査費用は、結果が出るまで14時間程度を要する検査は45シェケル、4時間以内に結果が出るクイック検査は135シェケルとなります。

【参考2】CHECK2FLY（オンライン登録）

<https://check2fly.co.il/auth>

2 イスラエルに入国する場合

(1) イスラエルに向けて滞在国を出発する前72時間以内にPCR検査を受検し、陰性証明を取得する必要があります。

(2) 2月14日(日)以降、イスラエル国内で2回の新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者及び既に同ウイルスに感染して回復した者についても、一律に事前検査証明の取得を求める運用に変更されました。

(3) 空路のみならず、陸路及び海路で入国する者も、上記の出発前の検査証明を取得する必要があります(人道的又は特別な個人的必要性による入国の場合を除く。)。これに違反した場合、2,500シェケルの罰金が科せられます。また、イスラエルへ入国する者は、入国時に空港等でPCR検査を行う必要があります(検査を実施する場所がない国境検問所経由で入国する場合、政府指定の隔離場所において実施。)、これに違反した場合には3,500シェケルの罰金が科せられません。

3 隔離期間の短縮及びイスラエル国内の「グリーン・ツーリスト・アイランド(旅行安全地帯)」への旅行を目的とする場合

(首相府及び保健省共同発表、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/19022021-02>

(1) 隔離期間の短縮及びイスラエル国内の「グリーン・ツーリスト・アイランド」への旅行のためのPCR検査施設は、以下のものがあります。

ア 地方自治体が運営する施設

外国人、隔離中の者、紹介状のない者等あらゆる対象者が利用可能(費用無料)。検査場は、感染状況の評価に基づいて毎週変更されます(以下のサイト内の画像を確認)。検査場には、旅券、ID、運転免許証等を持参する必要があります。結果は、通常48時間以内に判明するとされており(検査の過負荷により遅延あり)、外国人の場合、各地域の保健省出張所に結果を照会するか、lbjappeal@MOH.HEALTH.GOV.ILへメール照会する必要があります。

テルアビブ及びヘルツェリア在住者：

テルアビブ支局(03-5684631)

エルサレム在住者：

エルサレム支局(02-5314813)

【参考3】National Emergency Portal (PCR検査場の確認)

<https://www.oref.org.il/12605-17147-en/Pakar.aspx>

イ HMO 関連施設（HMO 加入者のみ）

自身が加入する HMO からの紹介を受けた後、HMO センターに連絡して受検の詳細を調整します。検査結果は HMO から取得することになります。

（２）確認された患者と接触した者（濃厚接触者）又はあらゆる国からイスラエルへ帰国する者には隔離義務が課せられています（海外からの帰国者は、政府指定ホテルでの隔離）。原則として、14 日間の隔離を行う必要がありますが、以下の条件を満たす場合、10 日間に短縮することができます。

- ・オンラインフォーム又は Call Habriut Hotline から、保健省に隔離登録。
- ・隔離に入った後、できるだけ早く最初の PCR 検査を受ける。（再）入国時に空港で PCR 検査を受けた方は、同検査が最初の検査と位置づけられる。
- ・2 回目の PCR 検査は、確認された患者との最後の接触又はイスラエル入国日から 9 日目、かつ最初の検査から少なくとも 24 時間経過後に受ける。
- ・両方の検査結果が陰性で保健省からの SMS 又はボイスメールで隔離短縮の許可を受信。

【参考 4】

保健省ホームページ 自己隔離期間の短縮

<https://www.gov.il/en/departments/guides/corona-quarantine?chapterIndex=9>

隔離の自己申告フォーム

<https://www.gov.il/en/service/quarantine-self-report>

Call Habriut Hotline : *5400 又は 08-6241010 ※ 24 時間対応

（３）留意点

ア 隔離期間の短縮を目的とされる方は、徒歩で受検できる PCR 検査施設ではなく、「ドライブイン」形式の施設で受検する必要があります（終始マスク着用、車両の窓を閉め切る。）。

イ 2 月 21 日から死海エインボケクの Hamey Zohar 地域を対象に観光客の受入を再開した「グリーン・ツーリスト・アイランド」への旅行の際、ホテルチェックインの 72 時間前までに受けた PCR 検査の陰性証明の提示が必要です。医療機関等での検査以外にも、上記 3（１）の施設での検査結果も有効ですが、旅行予定日までに結果の受領が保証されていない点には留意が必要です。

ウ グリーンパスを取得した者（新型コロナウイルス・ワクチンを2回接種し、かつ、2回目の接種から1週間経過した者又は新型コロナウイルス感染から回復した者。下掲のサイトからグリーンパスを申請・取得することが必要。）は、上記（3）イのPCR検査の陰性証明の取得は不要です。

（グリーンパスの申請サイト）

<https://corona.health.gov.il/en/green-pass/>